

2024 年 5 月版

ダシースファクトリー

自動販売機設置及び自販機販売規約

第1条（自動販売機設置および自販機販売規約の目的）

ダシースファクトリービジネス規約の附則として、ダシースファクトリー社と、販売代理店契約を締結した契約者が、DF社指定自販機を設置しDF社商品を販売する場合において、守るべき各種規則やルール、手順や手続き、業務実施方法等を定めることを目的としています。

第2条（定義）

- ▼「自販機規約」とは、ダシースファクトリービジネス規約に付帯する、販売代理店契約者がDF社指定自動販売機を取り扱うために定めた最新の「ダシースファクトリー自動販売機設置および自販機販売規約」をいいます。
- ▼「ビジネス規約」とは、最新のダシースファクトリービジネス規約をいいます。
- ▼「DF社」とは、株式会社ダシースファクトリーをいいます。
- ▼「DF社商品」とは、販促品を含む株式会社ダシースファクトリーの取扱うすべての商品をいいます。
- ▼「再販売先」とは、販売代理店契約者が契約店専用サイトから販売店の追加申請を行い、承認されたダシースファクトリーの販売店をいいます。
- ▼「DF社指定自販機」とは、ダシースファクトリーの専用ラッピングを施したダシースファクトリー認証の自動販売機をいいます。
- ▼「自販機取扱業者」とは、ダシースファクトリーが指定するダシースファクトリー専用冷凍自販機販売事業者をいいます。
- ▼「ダシース契約店専用サイト」とは、ダシースファクトリーと契約を締結した販売代理店ごとに、ダシースファクトリーが提供するサイトで、商品発注や各種申請および情報収集等を行うことができるサイトをいいます。

第3条（DF社指定自販機の取扱い）

- 1) 販売代理店契約者が、所定の手続きでDF社に申請し承認されることで、DF社指定自販機による販売が可能になります。
- 2) DF社指定自販機による販売は、DF社の指定のデザインにてラッピングされた自販機によってDF社商品のみ販売するものとします。
- 3) 販売店（応援プログラム）契約者と小売販売契約者は、DF社指定自販機を設置してDF社商品を販売することはできません。
- 4) DF社が未承認の自動販売機でのDF社商品の販売における責任をDF社は負いません。

第4条（DF社指定自販機の契約）

- 1) 販売代理店契約者が、DF社指定自販機を購入しDF社商品販売を希望する場合、ダシースファクトリービジネス規約の附則としてDF社の定める自販機規約に則り、DF社が指定する自販機取扱業者と売買契約、または自販機取扱業者を経由したローン会社との分割払いによる購入、もしくはリース会社とリース契約を締結するものとする。
- 2) DF社指定自販機を一括購入の場合、DF社は契約の仲介のみを行い、売買契約は販売代理店契約者と自販機取扱業者の2者間で締結するものとし、所有権は販売代理店契約者である。
- 3) DF社指定自販機を分割払いによる購入の場合、DF社が自販機取扱業者へ仲介を行い、販売代理店契約者はDF社指定自販機本体のオプション等のオーダーを自販機取扱業者に依頼し、代金支払に関しては自販機取扱業者が指定するローン会社と、自販機取扱業者および、販売代理店契約者の3者間で分割払いによる契約締結するものとする。所有権など完済までの詳細についてはローン

会社との契約内容に準じる。

- 4) DF社指定自販機をリース契約の場合、DF社は自販機取扱業者への仲介のみを行い、販売代理店契約者はDF社指定自販機本体のオプション等のオーダーを自販機取扱業者に依頼し、代金支払に関するリース契約は販売代理店契約者とリース会社の2者間で締結するものとする。この場合DF社指定自販機の所有者はリース会社であり、リース期間終了後は、リース契約の規定に従うものとする。
- 5) 販売代理店契約者は、売買契約、分割払い契約もしくはリース契約と合わせて、DF社自販機規約を遵守するものとする。
- 6) キャッシュレス決済を設定する場合、自販機取扱業者を経由した決済代行会社と自販機取扱業者および販売代理店契約者間で契約を行うこと。

第5条 (DF社指定自販機の申請)

販売代理店契約者がDF社指定自販機を設置する際の条件は、以下のとおりとします。

- 1) DF社指定自販機の設置を希望する販売代理店契約者は、「ダシーズ契約店専用サイト」からDF社指定自販機設置の申請が必要です。なお、1回の申請で1台分のみ受付となり、複数の場合は台数分の申請を必要とします。
- 2) DF社は申請案件に対し必要に応じて電話等にて聞き取りを行い、取扱いについて審査します。
- 3) DF社はDF社指定自販機の取扱いについて承認後、販売代理店契約者のデータを自販機取扱業者に提供し、販売代理店契約者の情報を共有します。
- 4) 自販機取扱業者は、情報を基に販売代理店契約者と打ち合わせのうえ、見積書を作成します。
- 5) 希望する設置場所が、DF社指定自販機設置に適さないと判断された場合は、設置をお断りする場合があります。

第6条 (DF社指定自販機の設置場所)

- 1) DF社指定自販機の設置場所は設置条件を満たす必要があり、DF社指定自販機の設置希望をする販売代理店契約者は、事前に自販機取扱業者と協議し決定するものとする。
- 2) DF社指定自販機本体の価格とは別に発生する設置にかかる費用は、販売代理店契約者が負担する。
- 3) DF社指定自販機設置後に、場所移動を希望する場合は、「ダシーズ契約店専用サイト」から申請し、DF社および自販機取扱業者と協議したうえで、承認されたのち実施すること。

第7条 (DF社指定自販機設置数)

- 1) 販売代理店契約者によるDF社指定自販機設置数は、制限はありません。
- 2) DF社指定自販機設置ごとにダシーズファクトリーに申請し承認が必要です。

第8条 (DF社指定自販機販売権利金)

DF社指定自販機を取扱するにあたり、DF社指定自販機に対する販売権利金は、発生しません。

第9条 (DF社指定自販機本体の販売価格)

- 1) 事前に行う聞き取りデータを元に、販売代理店契約者が希望するオプションの設定、および設置に伴う費用などを計上した見積書は、自販機取扱業者から発行され、DF社が関与することはありません。
- 2) 代金の支払方法は、自販機取扱業者またはローン会社もしくはリース会社の所定の方法で遅延なく行うこと。

第10条（DF社指定自販機本体の納品）

DF社指定自販機の納品時には、DF社指定自販機の本体機器が見積書記載通りの設定か、ラッピングに不具合はないかなど、外観や装備を確認し、自販機取扱業者から取扱方法と注意点の説明を受けること。また、動作確認を行い問題が無いかチェックすること。

第11条（DF社指定自販機の運用）

- 1) DF社指定自販機での販売は、無期限でビジネス規約および自販機規約が適用される。
- 2) DF社指定自販機の運用は各販売代理店契約者に委ねられるが、品質劣化をおこさない、機器故障を発生させない、DF社指定自販機本体の汚損を放置しないなど、ブランドイメージを損ねる事象をおこさないこと。
- 3) DF社指定自販機で販売するアイスは、DF社商品についての風味や色味の検証を定期的に行い、販売に適さない商品を販売しないこと。
- 4) DF社指定自販機では、DF社商品以外の商品を販売してはならない。

第12条（DF社指定自販機の管理）

- 1) DF社指定自販機によるDF社商品の販売に付帯する全ての販売及び管理は、販売代理店契約者または担当者が責任を持って行うこと。
- 2) 故障や器物破損、盗難等のトラブルが発生した場合、速やかに自販機取扱業者に知らせ、対応すること。
- 3) DF社指定自販機にて販売した商品もしくはDF社指定自販機本体についてクレームが発生した場合、販売代理店契約者は適切な対応を行うと同時に、DF社と自販機取扱業者に連絡した上で原因追及と再発防止対策を行い、結果を報告すること。
- 4) 売上等に関する管理について、クラウドサービスを利用する場合、販売履歴等の情報は自販機取扱業者およびDF社からも閲覧可能になることに承諾すること。

第13条（DF社指定自販機の撤去または解除）

- 1) DF社指定自販機を撤去する場合もしくは取扱いを中止する場合は、DF社に対し、撤去または取扱いを終了する1ヶ月以上前に「ダシーズ契約店専用サイト」から申請すること。
- 2) DF社が自販機取扱業者に通知し情報共有したうえで、DF社から別途案内する必要な手続きを、販売代理店契約者が行うこと。
- 3) 分割払い契約もしくはリース契約を解除する場合は、販売代理店契約者は契約内容に則り、中途解約の手続きを行うこと。その際費用が発生する場合は、販売代理店契約者が負担すること。

第14条（DF社指定自販機販売における禁止事項）

DF社指定自販機販売において、下記の事項を禁止する。

- 1) DF社の指定のデザインをラッピングした自販機に、DF社商品以外の商品を入れて販売すること。
- 2) ラッピングされた自販機に、DF社の許可なく勝手に加工を行うこと、また勝手にラッピングをはがすこと。
- 3) 未承認のPOPやポスターを貼り付けること、許可なくデコレーションをおこなうこと。
- 4) 故障した状態や、ラッピングがめくれた状態などで放置すること。
- 5) DF社と自販機取扱業者に許可なく設置場所を移動すること。

- 6) DF社の承認なく、DF社指定自販機を転売すること。

第15条 (DF社指定自販機の所有権)

販売代理店契約者が、DF社指定自販機を導入するにあたり、所有権は以下のとおりです。

- 1) DF社指定自販機を一括払いもしくは分割払いで購入した場合、DF社指定自販機の所有権は購入した販売代理店契約者にあります。
- 2) DF社指定自販機をリースで導入した場合、DF社指定自販機の所有権はリース会社にあります。
- 3) 所有権が販売代理店契約者であっても、DF社の指定のデザインにてラッピングされた自販機は、ダシースファクトリーのブランドイメージが伴うため、販売代理店契約者は自販機規約の遵守を優先し、勝手に加工や装飾を行わないこと。

第16条 (DF社指定自販機の制限)

- 1) DF社指定のデザインにてラッピングされたDF社指定自販機は、ダシースファクトリーのブランドイメージ保持のため、自販機規約の制限を受ける。
- 2) 販売代理店契約者が所有するDF社指定自販機運用を廃止する場合、DF社に申告後、DF社指定のデザインのラッピングを剥がすこと、又は上から別のデザインを貼り付けることにより、自販機規約の制限を受けないものとする。ただし、その場合は、対象となるDF社指定自販機本体が識別できる写真データをDF社へ提出する必要があります。
- 3) 販売代理店契約者が、DF社指定自販機をDF社の販売権利所有者以外に転売する場合、「一括購入」もしくは「分割購入」であることが必須であり、DF社指定デザインのラッピングを剥がすもしくは、上から別のデザインのラッピングを行うなど、DF社のラッピングが残らない状態で行うことおよび、その対象となるDF社指定自販機本体が識別できる写真データをDF社へ提出する必要があります。
- 4) 販売代理店契約者は、登録された自身の店舗に加え、登録された再販売先及びその他DF社指定自販機設置先の定める基準に則り、複数のDF社指定自販機を設置することができます。なお、販売店が設置したDF社指定自販機の管理及び運営は、販売代理店契約者自らが責任を持って行うこと。
- 4) 販売代理店契約者は、登録された自身の再販売先にDF社指定のデザインにてラッピングされたDF社指定自販機を設置し、DF社指定自販機の管理及び運営を委託する場合、再販売先のDF社指定自販機の取り扱いには自販機規約が適用されることを周知し、販売代理店契約者が責任をもって説明を行うこと。
- 5) リースで導入したDF社指定自販機の場合、リース期間中のDF社指定自販機の所有者はリース会社であることを認識し、リース会社と交わす契約に制限がある場合、それに従うこと。
- 6) 販売代理店契約者が自身の再販売先にDF社指定自販機を設置する場合、DF社指定自販機に関する全ての契約を販売代理店契約者が行うものとする。
- 7) 販売代理店契約者が、DF社との販売代理店契約を解除(解約)した場合、DF社の指定のデザインにてラッピングされた自販機はラッピングを剥がすもしくは、上から別のデザインのラッピングを行うなどを行い、その対象となるDF社指定自販機本体が識別できる写真データをDF社へ提出すること。
- 8) 販売代理店契約者が自販機規約の条項に違反した場合、もしくは販売代理店契約者のDF社指定自販機販売においてDF社が不適切と判断する事案が発生した場合、DF社は販売代理店契約者に対し是正を求め、場合によってはDF社指定自販機販売の一時停止等を勧告することがあり、販売代理店契約者は指示に従い一切異議を申し立てないものとする。

附則

2024年2月 第1版

2024年5月 第2版

株式会社ダシーズファクトリー

住所: 〒150-0012 東京都渋谷区広尾3-12-36 ワイマツ広尾

代表電話: 03-6370-7000